

新潟県新型コロナウイルス等対策ガイドライン の概要等について

令和8年4月 防災局・福祉保健部

新潟県ガイドラインの概要等

新潟県新型コロナウイルス等対策ガイドラインの概要

- このガイドラインは、県新型コロナウイルス等対策行動計画に定められた内容について、平時の備えや有事に対応すべき事項に関し、より具体的な内容や具体例等を整理することで、県や市町村、国等の関係者が適切に対応していくに当たり必要な事項を示したもの。
- 県行動計画の全面改定（令和7年6月）に合わせ、政府が作成した新型コロナウイルス等対策行動計画ガイドライン（令和6年8月）や、既存の「県新型コロナウイルス等対策対応指針」等を踏まえつつ、新たな行動計画の構成に沿って、必要な項目を新たに作成するなど、全面的な変更を施したもの。
- 各ガイドラインの作成に際しては、新型コロナウイルス感染症対応時の、本県における対応事例や参考資料、コロナ後に示された新たな知見（感染症対策連携協議会等による対応の枠組み、患者発生時の公表基準等）等も盛り込んだ。

ガイドライン項目一覧

赤字の項目は新規作成

情報収集・分析に関するGL

治療薬・治療法に関するGL

サーベイランスに関するGL

検査に関するGL

情報提供、共有、リスクコミュニケーションに関するGL

保健に関するGL

水際対策に関するGL

物資の確保に関するGL

まん延防止に関するGL

事業者・職場における新型コロナウイルス等対策GL

予防接種（ワクチン）に関するGL

埋火葬の円滑な実施に関するGL

医療に関するGL

実施体制

新潟県新型コロナウイルス等対策ガイドラインの記載事項（1 / 2）

〔 〕は執筆担当部局

各ガイドラインの主な記載事項

情報収集・分析〔福保〕	サーベイランス〔福保〕
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>感染拡大防止と県民生活及び社会経済との両立を見据えた対策の意思決定を行うために収集すべき情報</u>について記載 ・ <u>情報収集・分析～リスク評価～政策上の意思決定の一連のプロセス</u>について記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>平時、感染症有事において実施する感染症サーベイランス</u>について記載 ・ <u>新型コロナウイルス等の発生状況に応じたサーベイランスの切替え</u>について、<u>発生状況に応じた実施体制の検討や見直しのあり方</u>について記載
情報提供・共有、リスクコミュニケーション〔福保〕	水際対策〔福保〕
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>迅速かつ一体的な情報提供・共有</u>を行うための実施体制、<u>情報提供・共有</u>を行うための留意点、<u>受け手に応じた情報提供・共有の方法</u>等について具体的に記載 ・ 科学的な根拠等に基づいた<u>正確な情報の迅速な提供・共有、患者情報等の公表の考え方、偏見や差別等への対応</u>について記載 ・ <u>県民等情報の受け手との双方向のコミュニケーションを推進するための具体的方法や留意事項</u>等について記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症有事の際に円滑かつ迅速な水際対策を実施するための<u>訓練への参加等、関係機関等との相互協力体制の整備</u>について記載 ・ 感染症危機への対応準備のための時間を確保するための、<u>検疫等に係る国等との連携強化</u>について記載 ・ その他、水際対策において、<u>国が講じる対応等</u>について記載
まん延防止〔防災〕	予防接種(ワクチン)〔福保〕
<ul style="list-style-type: none"> ・ 準備期において、<u>対策の実施に当たり考慮すべき指標やデータの選択肢</u>を示し、対応期においては、<u>当該指標等をベースに、対策の効果と県民生活・社会経済活動への影響を総合的に勘案し、対策を実施する必要があること</u>等について記載 ・ <u>対策を柔軟かつ機動的に切り替えるに当たり参考となる、感染拡大防止策の強度や内容等</u>について記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村や医師会等の医療関係者と連携して接種体制を構築するなど、<u>接種を実施するための体制や実施方法</u>について記載 ・ <u>ワクチンに関する正しい知識の普及や、予防接種を推進するための情報共有・提供、健康被害救済制度の周知</u>について記載
医療〔福保〕	治療薬・治療法〔福保〕
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために県等が行う事項</u>について記載 ・ 準備期から、<u>関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備し、研修・訓練等を通じてこれを強化する旨</u>について記載 ・ 初動期・対応期には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、<u>病原性や感染性等に応じて変化する状況に柔軟かつ機動的に対応</u>することで、「<u>オール新潟</u>」で、<u>県民の生命及び健康を守る</u>こと等について記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方針や保管、放出、供給、使用における取り扱い</u>等について記載 ・ <u>新たに開発された治療薬の供給、治療法の確立等における主な取組</u>について記載

新潟県新型コロナウイルス等対策ガイドラインの記載事項（2/2）

〔 〕は執筆担当部局

各ガイドラインの主な記載事項

検査（福保）	保健（福保）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平時からの取組として、<u>人材確保や研修、検査機器稼働状況の確認、訓練の実施、関係機関との連携、住民への情報提供・共有等</u>について記載 ・ 新型コロナウイルス等の発生初期において、<u>迅速な検査体制の立ち上げを行うための具体的対応</u>について記載 ・ 検査需要への対応能力拡充のための<u>民間検査機関等との連携や、県民生活・県民経済の両立を目的とする検査の利活用</u>について、新型コロナウイルス対応時における戦略的検査体制を参考例を含めて記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県等本庁、保健所及び地方衛生研究所等が感染症有事の際に迅速かつ効率的に対応できるよう、<u>人材確保、体制整備、人材育成、医療Dx、情報提供等の業務について</u>平時から整備すること等について記載 ・ 新潟県感染症対策連携協議会等を通じて連携体制の基盤を作り、予防計画等に基づいた<u>有事体制への移行に関する対応</u>について記載 ・ 対応期における<u>関係機関との連携や柔軟な支援体制・対応</u>について、新型コロナウイルス対応時における参考例を含めて記載
物資の確保（福保）	事業者・職場（防災）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症のまん延時等の需要が高まる中においても、<u>感染症対策物資等を確実に確保するために取り組むべき事項</u>の参考となるよう作成 ・ <u>感染症対策物資等の備蓄・配置状況の随時確認</u>、各フェイズにおいて、<u>国や協定締結医療機関、事業者等と連携しながら、個人防護具の備蓄等</u>に取り組むこと等について記載 ・ 個人防護具等が不足するおそれがある場合等においては、<u>必要に応じ医療機関等に対して個人防護具を配布すること</u>等について記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新型コロナウイルス等発生時の組織としての意思決定方法の検討</u>や<u>職場における感染対策、事業継続方針の検討</u>、<u>職場における教育・訓練、BCP等の点検・改善</u>について記載
埋火葬（福保）	実施体制（防災）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症有事により、死亡者が多数に上ることを想定し、県や市町村等における、<u>公衆衛生上の問題が生じることのないよう、埋火葬を円滑に行うことができる体制の整備や、講ずべき措置等</u>について記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すため、<u>本県における新型コロナウイルス等対策の実施体制</u>について記載

各種計画の法的な位置づけ等<関係図>

感染症予防計画（感染症法）
 （第8次）地域医療計画 新興感染症対応（医療法）

新型コロナの教訓や対応を踏まえ、新興感染症の発生、まん延時の体制を計画

- 令和6年4月に策定
- 計画期間は6年（～令和12年3月）

新型インフルエンザ等対策行動計画（特措法）

迅速な初動対応のための体制や、経済社会全体にわたる総合的な対策を統一的に講じるために必要な措置を規定

政府行動計画の改定（令和6年7月）を受け、令和7年度に県計画を改定

各種計画の法的な位置づけ等<関係図>

地域保健医療計画
 （5疾病・6事業及び在宅医療）

- ・災害 ・へき地
- ・救急 ・小児
- ・周産期 ・新興感染症対応

医療法第30条の4第1項
 新潟県地域保健医療計画
 （新興感染症対応）

地域保健法第21-23、26-27条
 健康危機対処計画
 （保健所、保環研）
 R5年度に各保健所、保環研で策定済（法定計画ではない）

感染症法第9条
 国基本指針
 （主な改定項目）
 ○宿泊・自宅療養体制【新設】
 ○医療機関等との協定締結【新設】
 ○協定締結目標等の設定【新設】 など

感染症法第10条1項
 新潟県感染症予防計画
 ○国基本指針に準拠して改定

感染症法第10条14項
 保健所設置市区
 感染症予防計画

特措法第6条
 新型インフルエンザ等対策
 政府行動計画（R6.7変更）

特措法第7条第1項
 新潟県新型インフルエンザ等
 対策行動計画

特措法第8条第1項
 市町村新型インフルエンザ等
 対策行動計画

新型インフルエンザ等対策
 政府行動計画ガイドライン（R6.8変更）

新潟県新型インフルエンザ等
 対策ガイドライン

県行動計画に基づき作成

（整合をとる）

（整合をとる）

（整合をとる）

（整合をとる）

（整合をとる）

情報収集・分析に関するガイドライン

本ガイドラインの概要

- ・ 感染拡大防止と県民生活及び社会経済との両立を見据えた対策の意思決定を行うために収集すべき情報について記載
- ・ 情報収集・分析～リスク評価～対策の一連のプロセスについて記載

準備期	初動期	対応期
<p>平時から、定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を行う</p>	<p>新たな感染症の特徴や病原体情報を迅速に収集・分析及びリスク評価を行い、感染症有事の体制へ移行する</p>	<p>感染拡大防止と生活・経済の両立を見据えた継続的なリスク評価を基に対策を行う</p>
<p>1 実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、JIHS、県感染症対策連携協議会即応体制部会等との人的・組織的ネットワーク形成や維持・向上を図る <p>2 情報収集・分析～リスク評価～対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平時から国内外の感染症発生状況、疫学情報、病原体の性状、臨床像、医療提供体制、人流、生活・経済への影響等を収集・分析する <p>3 人材育成・確保及び訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有事に向けた訓練を実施する ・ 計画的な検査等の専門人材の確保や適性な配置を行う <p>4 DX推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報入力の自動化・省力化、データベース連携等を促進する <p>5 情報漏えい対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症関連データの収集、保存、処理、共有においては、厳格なセキュリティ対策を講じる 	<p>1 実施体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的な知見やネットワークを活用してより迅速かつより効果的な初期対応をリードするために県感染症対策連携協議会即応体制部会を開催する <p>2 情報収集・分析～リスク評価～対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病原性、感染経路の分析 リスク評価 感染症有事の体制（医療・検査・保健所等）への移行判断 <p>3 情報公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報やプライバシーの保護に十分留意した上で、正確で分かりやすい情報を県民へ提供する ・ 報道機関やHPを通じ迅速に発信する 	<p>1 体制強化及び見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関や関連団体との情報交換の場を設ける ・ 政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じ、情報収集・分析の方法や実施体制を柔軟に見直す <p>2 情報収集・分析～リスク評価～対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 流行状況や積極的疫学調査から得られた情報に基づき、医療・社会への影響を評価する ・ その評価を基に対策を決定する <p>3 情報公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報やプライバシーの保護に十分留意した上で、正確で分かりやすい情報を県民へ提供する ・ 報道機関やHPを通じ迅速に発信する

サーベイランスに関するガイドライン

本ガイドラインの概要

- ・ 平時、感染症有事において実施する感染症サーベイランスについて記載
- ・ 新型インフルエンザ等の発生状況に応じたサーベイランスの実施体制の検討や見直しについて記載

準備期	初動期	対応期
<p>感染症の異常な発生等を早期に探知するために平時から感染症サーベイランスの実施体制を構築する</p>	<p>感染症サーベイランスの実施体制を強化し、早期に探知された新型インフルエンザ等に関する情報を把握し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる</p>	<p>新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う</p>
<p>1 実施体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体制や役割分担を確認する等、速やかな体制移行に向けた準備を行う <p>2 サーベイランスの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症の異常な発生を早期探知する <p>3 人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、JIHSとの連携を通じた研修の実施 <p>4 DXの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関に対する感染症サーベイランスシステム等の活用を促進する <p>5 情報及び分析結果の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サーベイランスから得られた情報の分析結果に基づく正確な情報を県民への提供する 	<p>1 実施体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症サーベイランスシステムを活用し、国、JIHSとの情報共有体制を強化する <p>2 感染症有事のサーベイランスの開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 準備期から実施している感染症サーベイランスを継続する ・ 国が定めた症例定義に基づき、新型インフルエンザ等の全数把握（疑似症、患者発生サーベイランスの開始）を開始する <p>3 情報及び分析結果の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報やプライバシーの保護に十分留意した上で、感染症の発生状況及び感染症対策に関する情報を県民へ提供する ・ 必要に応じて、新型インフルエンザ等の患者又は新感染症の所見がある者に係る情報を市町村へ提供する 	<p>1 実施体制の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の発生状況の変化に応じた適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う <p>2 感染症有事のサーベイランスの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の発生状況の変化に応じた追加的なサーベイランスを実施する ・ 追加的な実施の意義等が低くなった場合、平時の対応への切替えを検討する <p>3 感染症のリスク評価に基づくサーベイランス手法の検討、感染症対策の判断及び実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の方針に基づいた届出対象者の重点化や定点把握移行を円滑に行う <p>4 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症対策の強化又は緩和を行う場合、各種対策についての理解や協力を得るため、可能な限り科学的根拠に基づいた情報を県民へ提供する

情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン

本ガイドラインの概要

- ・迅速かつ一体的な情報提供・共有を行うためのリスクコミュニケーションの実施体制、ワンボイス（発信の方針や内容を統一）で情報提供・共有を行うための留意点、受け手に応じた情報提供・共有の方法等について具体的に記載
- ・科学的な根拠等に基づいた正確な情報の迅速な提供・共有、偏見や差別、偽・誤情報への対応を記載
- ・県民等情報の受け手との双方向のコミュニケーションを推進するための具体的方法や留意事項等について記載

準備期	初動期・対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から県民の情報リテラシーを高めるとともに、県が発する感染症情報等を、有用な情報源として、認知度・信頼度を向上させる ・広聴を通じた県民等の意見や関心の把握・共有、リスクコミュニケーションを通じ、県民等が主体的に対策に参画できる体制を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・準備期に整備を進めたリスクコミュニケーション等の実施体制を強化 ・その時点で把握している科学的根拠等に基づく正確な情報を迅速に提供 ・表現の自由に配慮しつつ、偏見・差別や偽・誤情報への対応を含む各種対応を効果的に実施
<ol style="list-style-type: none"> 1 リスクコミュニケーションの実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ・その時々々の状況を踏まえ、情報提供・共有の対象・内容・方法等を選択 ・情報提供・共有に際しては、一体的・整合的なワンボイスで行われるよう調整 2 情報提供・共有の対象・内容・方法等 <ul style="list-style-type: none"> ・県民の情報リテラシーや県の感染症情報の認知度・信頼度の向上 ・想定される提供内容（感染症の特性、発生状況、防止対策、検査、医療提供体制、相談窓口等）を予め整理 ・高齢者、こども等の、受け手に応じた情報提供・共有の在り方を整理 ・広聴等により県民等の感染症対策等に係る認知度や意見、関心を把握 ・感染した患者の個別具体的事例の公表は、個人の特定等に関与しないことを原則とし、国による公表基準等に基づき予め整理 3 市町村等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村は最も身近な行政主体であるため、住民等が感染症に係る理解を深めることに繋がる情報提供・共有を行う 	<ol style="list-style-type: none"> 1 リスクコミュニケーションの体制強化 <ul style="list-style-type: none"> ・体制を本格強化し、感染状況や広聴の結果等に応じた形でPDCAサイクルを回す ・双方向のコミュニケーションや広聴の手段としてコールセンターを設置 2 情報提供・共有の対象・内容・方法等 <ul style="list-style-type: none"> ・国やJHS、WHO等の国際機関等が公表する情報などから報告・提供された、科学的根拠等に基づく知見等をベースとして情報提供・共有を行う ・受け手（高齢者、子ども、外国人、視覚・聴覚等が不自由な者等）に応じた配慮 ・呼びかけ等に係る工夫、留意点の具体化（グラフ等を活用した分かりやすい手法やツール、周知したい内容を強調したパネル、フリップ等の作成など） ・公表基準等に基づく個人が特定されない範囲での必要な患者情報等の提供 3 偏見・差別、偽・誤情報への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・偏見や差別が許されないこと等の、行政トップからの呼びかけの実施 ・偽・誤情報はできる限り早期に把握し、表現の自由に配慮しつつ、科学的知見・正確な情報の提示に重点をおいた情報提供等を実施 4 市町村等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の患者に関する生活支援を行うために必要な情報の共有

水際対策に関するガイドライン

本ガイドラインの概要

- ・感染症有事の際に円滑かつ迅速な水際対策を実施するための訓練への参加等、関係機関等との相互協力体制の整備について記載
- ・感染症危機への対応準備のための時間を確保するための検疫等に係る国等との連携強化について記載
- ・その他、水際対策において、県や国が講じる対応等について記載

準備期	初動期	対応期
<p>平時から国や県、関係機関等による訓練等の機会において、新型インフルエンザ等発生時における対策や手順等を共有するなど、相互連携体制を確保する</p>	<p>国内・県内への新型インフルエンザ等の病原体侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、医療提供体制の確保等、感染症への対策に対する準備を行う時間を確保する</p>	<p>新たな情報や、国内外における発生状況の変化等により対策の合理性が認められなくなった場合などは、国の方針決定に基づき、水際対策の強化、縮小又は中止等を行う</p>
<p>【県】</p> <ol style="list-style-type: none"> 水際対策の実施に関する体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・検疫所等が実施する訓練への参加 ・発生時の対策や連絡手順、協力事項等の関係機関との共有 ・個人防護具や感染症対策物資等の備蓄推進 ・国のシステムを活用した健康監視体制や質問票入力体制等の整備 <p>【国】</p> <ol style="list-style-type: none"> 水際対策の実施に関する体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・検疫所等による訓練の実施 ・個人防護具、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄 ・停留や待機施設の運営のための体制構築 ・医療機関や宿泊施設の確保、連携体制の確認 ・帰国者等への質問や、県等への帰国者等情報の共有をオンラインで完結できるよう必要なシステムの整備 ・各検疫実施空港・港の集約や分担を想定、運行計画の変更等に係る航空会社等との調整 在外邦人や出国予定者への情報提供に関する体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・滞在国における感染拡大状況、医療体制等、滞在国の方針等について適時正確な情報を発出する準備 ・在外邦人の輸送手段が円滑に確保されるよう、輸送の安全確保のための準備 地方公共団体や関係機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・隔離、停留や待機要請で用いる医療機関、宿泊施設や搬送機関等と協定や契約を締結 	<p>【県】</p> <ol style="list-style-type: none"> 検疫の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・入国した有症状者の把握、診察、検査、隔離、停留、健康監視の実施等に係る国への協力 ・停留しない者に対する宿泊施設や居宅待機要請、健康監視の実施等に係る国への協力 ・積極的疫学調査の実施 <p>【国】</p> <ol style="list-style-type: none"> 感染症危険情報の発出及び在外公館の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・国際機関の対応、発生国等の状況、主要国の対応等を総合的に勘案し、感染症危険情報を発出 検疫措置の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・船舶、航空機等の到着スポットを集約化 ・発生国等からの帰国者等で感染のおそれがある者に対する宿泊施設・居宅等での待機要請 ・水際対策を徹底するための措置や水際対策への協力が得られない者に対する措置を検討し実施 入国制限等 <ul style="list-style-type: none"> ・発給済み査証効力の停止、査証審査の厳格化等の措置を実施 ・船舶及び航空便の停止や乗客船の制限等の実施、船舶・航空会社等に対し、運航制限の要請 システムの稼働 在外邦人支援 <ul style="list-style-type: none"> ・定期便等での帰国が困難な場合、民間航空機等のチャーター便、政府専用機等の派遣について検討 クルーズ船等で同時に多数の患者発生が予想される際の対応 	<p>【県】</p> <ol style="list-style-type: none"> 国の方針決定に応じた対応 <ul style="list-style-type: none"> ・国の方針に応じ、水際対策の強化、縮小又は中止等を行う <p>【国】</p> <ol style="list-style-type: none"> 対策強化に当たった判断時点、強化の具体例 <ul style="list-style-type: none"> ・新たな変異株が海外で発生した時点においては、当該変異株の感染性が確認できるまでの間は水際対策を強化 ・感染症危険情報レベルの引上げ ・停留、待機要請、健康監視の対象範囲の拡大等 ・外国人の入国の原則停止の拡大等、入国制限等の強化 対策縮小又は中止の判断時点、縮小又は中止の具体例 <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の病原性や感染性が判明しつつあり、致死率や感染性が当初の見込み以下であることが判明した時点や、国内の医療提供体制が整った時点、ワクチンや治療薬が開発され、普及した時点 等 ・感染症危険情報レベルの引下げ ・居宅等待機者に対する公共交通機関の不使用要請の中止や特定検疫港等の集約化の変更・中止等 ・外国人の入国の原則停止等の変更・解除等 ワクチン接種証明書等の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・水際対策の強化又は緩和にワクチン接種証明や出国前検査証明を活用することを検討し、必要な措置を実施

まん延防止に関するガイドライン

本ガイドラインの概要

- ・準備期において、**新型コロナ対応の経験を踏まえ、対策の実施に当たり考慮すべき指標やデータの選択肢を示し**、対応期においては、**当該指標等をベースに、対策の効果と県民生活・社会経済活動への影響を総合的に勘案し、対策を実施する必要があること、実際に参考とする指標等は、病原体の性状に合わせ捨選択すること等について記載**
- ・**対策を柔軟かつ機動的に切り替えるに当たり参考となる、感染拡大防止策の強度や内容等について記載**（具体的には、外出自粛要請、休業要請や時短要請、イベントや職場の感染防止策等について、新型コロナでの対応事例も示しつつ、根拠法令や要請に当たっての留意事項等を整理）

準備期～初動期	対応期																															
<ul style="list-style-type: none"> ・有事にまん延防止対策を柔軟かつ機動的に実施・縮小するために参考とすべき指標やデータ等の内容、取得方法等を整理 ・県は、患者や濃厚接触者への対応の準備など、県内でのまん延の防止のための呼び掛けや対応期におけるまん延防止対策の迅速な実施のための準備を進める 	<ul style="list-style-type: none"> ・対応期では、県（県対策本部）は、広く県民や事業者等に必要な感染拡大を抑えるための行動を呼び掛ける ・患者数が大幅に増加することにより、感染症法に基づく患者対策及び濃厚接触者対策を実施することができなくなる段階においては、人と人との接触の機会を少なくすることなどにより、多くの未感染者が患者、無症状病原体保有者と接触する機会をできる限り減らす対策も検討する ・県は、まん延防止対策の効果を検証し、その結果を踏まえ、対策の在り方を検討する 																															
<p>1 新型インフルエンザ等発生時のまん延防止対策の実施に係る参考指標等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の発生時には、JHSにおいて、病原体の性状等のリスク評価を行いつつ、感染状況や保健医療体制の状況を都道府県単位で評価し、それに基づき、必要に応じてまん延防止対策を講じることが重要 ▶ 参考とすべき指標及びデータ <ul style="list-style-type: none"> ・ 病原体の性状等に関する指標及びデータ（重症化率、致死率、潜伏期間、治癒までの期間等） ・ 感染状況に関する指標及びデータ（新規陽性者数（今週先週比）、患者数、検査陽性率等） ・ 医療・公衆衛生に関する指標及びデータ（病床使用率（重症病床使用率）、外来ひっ迫状況等） ・ 県民生活及び社会経済活動に関する指標及びデータ（人流、雇用状況、消費動向、生産活動や景気動向等） ▶ 新型コロナ対応における感染状況の評価に係る指標を例示 <p>2 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県行動計画に記載の、新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進の取組を進める 	<p>対策を柔軟かつ機動的に切り替えるに当たって参考となる、感染拡大防止策の強度や内容等</p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 弱 → 強 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; background-color: #d9ead3;">患者・濃厚接触者以外の住民</td> <td style="width: 15%; background-color: #d9ead3;">外出自粛</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="background-color: #d9ead3;">基本的感染対策</td> <td></td> <td rowspan="2" style="background-color: #d9ead3;">退避・渡航中止の勧告等</td> <td rowspan="2" style="background-color: #d9ead3;">まん延防止のための措置</td> <td rowspan="2" style="background-color: #d9ead3;">まん延防止等重点措置及び緊急事態措置に係る命令等</td> <td rowspan="2" style="background-color: #d9ead3;">まん延防止等重点措置緊急事態措置に係る施設名の公表等</td> <td rowspan="2" style="background-color: #d9ead3;">その他の事業者</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="background-color: #d9ead3;">事業者 学校等</td> <td style="background-color: #d9ead3;">休業要請や営業時間の変更等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="background-color: #d9ead3;">学級閉鎖休校等</td> </tr> </table>		患者・濃厚接触者以外の住民	外出自粛							基本的感染対策		退避・渡航中止の勧告等	まん延防止のための措置	まん延防止等重点措置及び緊急事態措置に係る命令等	まん延防止等重点措置緊急事態措置に係る施設名の公表等	その他の事業者		事業者 学校等	休業要請や営業時間の変更等												学級閉鎖休校等
	患者・濃厚接触者以外の住民	外出自粛																														
	基本的感染対策		退避・渡航中止の勧告等	まん延防止のための措置	まん延防止等重点措置及び緊急事態措置に係る命令等	まん延防止等重点措置緊急事態措置に係る施設名の公表等	その他の事業者																									
	事業者 学校等	休業要請や営業時間の変更等																														
							学級閉鎖休校等																									

予防接種（ワクチン）に関するガイドライン

本ガイドラインの概要

- ・ 接種の主体である市町村や医師会等の医療関係者と連携して接種体制を構築する等、接種を実施するための体制や実施方法について記載
- ・ 予防接種やワクチンへの理解を深める啓発、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの基本的な情報についての情報提供・共有及び健康被害救済制度の周知について記載

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 準備期の段階から、医師会等と連携し、接種体制の構築に向けた検討を行う ・ ワクチンの基本的な情報について情報提供・共有を行い、県民等の理解促進を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者と協力し、特定接種及び住民接種のワクチンが円滑に供給されるよう調整を図る ・ 厚生労働省が示す接種のペースの目安を参考に、接種体制の構築を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接種会場、医療従事者、資材等の確保、運営準備等を的確に行う ・ 疾病の特徴やワクチンの有効性・安全性の知見等に基づき、その時々状況に応じた情報提供・共有を行う
<ol style="list-style-type: none"> 1 ワクチン接種に必要な資材の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種に必要な資材の確保方法等を確認 2 ワクチンの供給体制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省の要請を受け、関係者と協議の上、ワクチンを円滑に流通させられるよう、体制を整備 3 接種体制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師会等と連携し、接種体制構築に向けた検討を行う 4 情報提供・共有 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行う 5 DXの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化を進める中で、迅速かつ正確に接種記録等の管理が行えるよう、環境整備に取り組む 	<ol style="list-style-type: none"> 1 ワクチン接種に必要な資材の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な資材を適正に確保 2 ワクチンの供給体制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者と協力し、特定接種及び住民接種のワクチンが円滑に供給されるよう調整 3 接種体制 <ul style="list-style-type: none"> 【特定接種】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療従事者を確保し、登録事業者又は事業者団体における接種体制を構築 【住民接種】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平時の業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、県、市町村の人員体制の確保を行う ・ 医師会等の協力を得て、医療従事者の確保を図る ・ 接種会場、臨時接種会場の確保について検討 ・ 国が示す接種の実施方法等について市町村に速やかに情報提供を行い、市町村が接種体制を構築するための事務的、技術的な支援を実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1 ワクチンや必要な資材の供給 <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省からの要請により、ワクチンの使用実績等を踏まえた割り当て量の調整や地域間の融通等を行う 2 接種体制 <ul style="list-style-type: none"> 【特定接種】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療従事者を確保するとともに、国から登録事業者又は事業者団体への情報伝達に協力する ・ 国の特定接種の具体的運用等に基づき、特定接種を行う 【住民接種】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省は、市町村又は県に、予防接種法第6条第3項の規定に基づく予防接種を実施するよう指示 ・ 市町村又は県は、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、接種体制を構築 3 情報提供・共有 <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な接種スケジュールや実施場所・方法、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先等の周知を行う 4 有効性・安全性に関する調査 5 健康被害救済 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国や市町村、医療機関と緊密に連携しながら、予防接種健康被害救済制度の周知に取り組む

医療に関するガイドライン

本ガイドラインの概要

- ・感染症医療及び通常医療双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために県等が行う事項を記載
- ・準備期から、予防計画等に基づき、有事に関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備し、研修・訓練等を通じて強化する旨を記載
- ・初動期・対応期には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に柔軟かつ機動的に対応することで、「オール新潟」で、県民の生命及び健康を守ることを記載

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・有事における対応体制に円滑に移行できるよう、研修や訓練の実施を通じた人材の育成等を行う ・医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、医療機関の設備整備・強化等を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症患者の受入体制を確保するため、入院調整に係る体制整備等を進める 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者に適切な入院医療及び外来医療を提供する体制を確保するため、時期に応じた医療提供体制の構築を行う ・予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制を上回るおそれがある場合、「オール新潟」で柔軟・機動的に対応する
<ol style="list-style-type: none"> 1 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等 <ul style="list-style-type: none"> ・県や医療機関等は、有事における対応体制に円滑に移行できるよう、平時から訓練や研修を行う 2 医療機関の設備整備・強化等 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症指定医療機関及び協定締結医療機関について、国の支援を活用しながら、施設整備及び設備整備の支援を行うとともに、病床等の医療提供体制の準備状況の定期的な確認を行う 3 臨時の医療施設等の取扱いの整理 <ul style="list-style-type: none"> ・平時から、臨時の医療施設の設置、運営、医療人材確保等の方法を整理する ・協定締結医療機関に医療人材派遣の要請を行う等、医療人材確保の方法を県医師会等と協議するなど準備を進める 4 新潟県感染症対策連携協議会等の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・新潟県感染症対策連携協議会等を活用し、関係機関との連携を図り、医療提供体制が有事に適切に確保できるよう整理を行い、随時更新を行う 	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療提供体制の確保等 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、関係機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進める 2 相談センターの設置 <ul style="list-style-type: none"> ・相談センターについて、県民等に広く周知し、電話で相談を受けた場合は、必要に応じて速やかに感染症指定医療機関への受診調整を行う 	<ol style="list-style-type: none"> 1 時期に応じた医療提供体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・流行初期は、感染症指定医療機関に加えて、流行初期医療確保措置協定締結医療機関においても患者に適切な入院医療及び外来医療を提供する体制を確保するよう要請し、段階的に医療提供体制を拡充する ・流行初期以降は、地域の実情に合わせて対応する協定締結医療機関を拡大していく等、段階的に医療提供体制を拡充する ・特措法によらない基本的な感染対策に移行する方針が示された場合は、発生前における通常の体制に段階的に移行する 2 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制を上回るおそれがある場合の対応方針 <ul style="list-style-type: none"> ・協定を締結した医療機関、関係機関及び事業者等とともに「オール新潟」で、政府方針や専門家等からの情報などを活用し実際の状況に応じて機動的に対応を行う ・医療機関等情報支援システム（G-MIS）の情報を参考に、感染の拡大状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、必要に応じて、臨時の医療施設を設置して医療の提供を行う

治療薬・治療法に関するガイドライン

本ガイドラインの概要

- ・平時における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方針について記載するとともに、初動期以降の、予防を含めた投与対象者や、保管、流通、使用にあたっての留意点等について記載
- ・新たに開発された治療薬の供給、治療法の確立等における主な取組について記載

準備期	初動期・対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方針を定め、計画的に備蓄するとともに、放出方法等を予め整理する ・新たに開発された治療薬を速やかに配分し、患者に届けるための体制を構築する 	<ul style="list-style-type: none"> ・抗インフルエンザウイルス薬の予防投与に際し、対象者や実施者、留意事項を定める ・抗インフルエンザウイルス薬は厳重に管理し、パニック防止の措置や、医療機関等に安定的に供給されるような取組を実施する ・治療薬の配分対象医療機関は、感染症対策における機能や役割等を踏まえ選定する ・治療薬、治療法に関する情報を、医療機関等や県民へ提供・共有する
<ol style="list-style-type: none"> 1 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄と体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・全り患者の治療その他の医療対応に必要な量を目標として計画的かつ安定的に備蓄する ・安定供給を図るため、在庫状況等を短期間に把握する方法や放出方法等について関係機関と体制を整備する 2 治療薬の供給 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症指定医療機関や協定指定医療機関等で、治療薬・治療法を迅速に使用できるような体制を構築するとともに、医療機関における実施体制を定期的に確認する ・地域の実情に合わせた体制を構築するため、配分対象機関が限定された場合においても対応できる体制を検討する 3 治療法の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・治療薬・治療法の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関と平時より連携を強化するなど、県内での臨床研究の実施に積極的に協力する 	<ol style="list-style-type: none"> 1 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、備蓄、使用 <ul style="list-style-type: none"> ・予防投与する場合の対象者（患者の濃厚接触者、医療従事者、水際対策関係者等）や実施者、投与時の留意事項を定める ・備蓄薬は厳重な管理を行うとともに、十分な量を備蓄していることや、買い占め等を行わないこと等について周知、呼びかけを行う ・新型インフルエンザの発生時における安定供給に係る取決めを確認する ・卸売業者に対し、製造販売業者が流通備蓄している薬を早期に確保し、感染症指定医療機関、協定指定医療機関等の発注に対応するよう指導する ・市場に流通している抗インフルエンザウイルス薬の在庫量が一定量以下になった時点で、県が備蓄している薬を、卸業者を通じて医療機関等に供給する 2 治療薬の供給 <ul style="list-style-type: none"> ・国から提供される治療薬に関する情報について、医療機関等と情報を共有する ・治療薬の供給が限定された場合、各医療機関等の機能や役割等を踏まえ、配分対象機関を選定する ・協定締結医療機関と連携し、高齢者施設等で治療薬を使用する場合の医療支援体制を構築する 3 治療法の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・国から提供される新たな治療法等に関する情報を、医療機関等や県民に対し提供・共有する ・感染症及びり患後症状等に関し、診療指針のほか、県民生活への影響が最小限となるよう必要な情報を周知する ・医療機関や保健所等から得られた知見について、国に情報提供できる体制を整備する

検査に関するガイドライン

本ガイドラインの概要

- ・ 平時からの取組として、人材確保や研修、検査機器稼働状況の確認、訓練の実施、関係機関との連携、住民への情報提供・共有等について記載
- ・ 新型インフルエンザ等の発生初期において、迅速な検査体制の立ち上げを行うための具体的対応を記載
- ・ 検査需要への対応能力拡充のための民間検査機関等との連携や、県民生活・県民経済の両立を目的とする検査の利活用について、新型コロナ対応時における戦略的検査体制を参考例を含めて記載

準備期	初動期	対応期
<p>平時から人材の確保や研修、検査機器の稼働状況の確認、検体の搬送を含む訓練の実施、関係機関との連携や住民への情報提供・共有等を行う</p>	<p>迅速な検査体制を立ち上げ、検査手法の確立を行い、初動期の検査需要に対応可能な検査実施能力を確保する</p>	<p>検査体制や検査実施能力の拡充を行い、管内の検査需要が拡大した際に、必要な検査が円滑に実施されるよう検査体制を整備する</p>
<p>1 感染症危機対応時を想定した検査実施能力の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方衛生研究所や医療機関、検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査実施能力の把握 <p>2 検査体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平時からの精度管理や感染症サーベイランスの実施体制の整備・維持 ・ 検体採取容器や検査用試薬等、検査物資の備蓄・確保に向けた体制整備 <p>3 検査実施状況等の把握体制の確保</p> <p>4 訓練等による検査体制の維持・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等を想定した訓練の実施 ・ 感染症危機管理部局に限らない部署横断的な研修・訓練の実施 ・ 感染症対策連携協議会等を活用した平時からの関係機関等との連携強化 <p>5 検査関係機関等に対する協力</p>	<p>1 検査体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防計画に基づき、地方衛生研究所や検査等措置協定締結機関等の確保情報を確認し、速やかな検査体制の立ち上げ <p>2 検査手法の確立と普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の検査マニュアルやPCRプライマー等を基に、早期に検査手法を確立 ・ 地方衛生研究所を中心に、初動期における検査需要に対応可能な検査実施能力を順次確保 <p>3 検査診断技術確立への協力</p> <p>4 検査実施の方針決定に対する協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国が行う検査実施の方針決定に必要な協力を行うとともに、県民に対し、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方法等に関する情報を周知 	<p>1 検査体制の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査需要への対応能力向上のため、検査等措置協定締結機関以外の民間検査機関等への協力要請 <p>2 検査診断技術の確立と普及への協力</p> <p>3 診断薬・検査機器等の円滑な活用に係る周知</p> <p>4 検査実施の方針決定・見直しに対する協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民生活、県民経済の両立を目的とする検査の利活用について、国の方針や県内の検査キャパシティの状況、検査の実施ニーズ等を考慮し実施を判断

保健に関するガイドライン

本ガイドラインの概要

- ・地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う県等本庁、保健所及び地方衛生研究所等が感染症有事の際に迅速かつ効率的に対応できるよう、**人材確保、体制整備、人材育成、医療DX、情報提供等の業務**について平時から整備することの必要性と具体的内容を記載
- ・県感染症対策連携協議会等を通じて平時から**連携体制の基盤づくり**、予防計画等に基づいた有事体制への移行に関する対応を記載
- ・対応期における**関係機関との連携や柔軟な支援体制・対応**について、新型コロナ対応時における参考例を含めて記載

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・必要な人材の育成や確保、業務の見直し等、保健所及び地方衛生研究所等の体制を整備する ・関係機関との役割分担を明確化し、相互に連携できるよう、新潟県感染症対策連携協議会等を通じて整理する 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症に関する情報を速やか把握し、有事体制への移行準備を迅速に行う ・県民に対して適切な情報提供を行い、地域の感染拡大のリスクを低減させる 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防計画等に基づき、迅速に有事体制に移行し、関係機関とともに県民の健康及び生命を保護する ・県内の感染状況に応じた柔軟な対応を行う
<ol style="list-style-type: none"> 1 人材の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・外部団体と連携した専門人材等の確保 ・国のIHEAT運用支援システムや応援派遣体制等の活用 2 業務継続計画（BCP）を含む体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・業務の優先度を整理 3 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症有事体制人員への研修、訓練の実施 ・感染症対策連携協議会等を活用した関係機関・団体との役割分担及び連携体制の構築 4 保健所及び地方衛生研究所等の体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・健康危機対処計画に基づく、業務体制や人員配置等の想定、見直し 5 DXの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症サーベイランスシステム等を活用した業務効率化 6 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民への有用な情報提供体制の構築 	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症有事体制への移行準備 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症や病原体の特徴を踏まえた有事体制の移行準備を開始 ・準備期に想定した検査や搬送等の各業務における実施体制等の再確認、準備 2 住民への情報提供・共有の開始 <ul style="list-style-type: none"> ・発生国・地域、感染拡大状況、臨床像などを速やかに把握し、科学的知見を基に情報提供・リスクコミュニケーションを開始 ・相談センターを整備、有症状者等が適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう周知 3 公表前に管内で感染が確認された場合の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・県内で疑似症患者の届出があった場合、国への報告とともに、積極的疫学調査や検体採取の実施及び必要に応じて感染症指定医療機関への入院を要請 ・県民への情報提供・リスクコミュニケーション等は、ニーズやリスク認知、個人情報等に配慮して対応 	<ol style="list-style-type: none"> 1 有事体制への移行 <ul style="list-style-type: none"> ・保健所や地方衛生研究所の業務状況や人員体制の確認、必要に応じて関係各所に支援要請を実施 2 主な対応業務の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・予防計画、健康危機管理対処計画、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担に基づき、関係機関と連携して、感染症対応業務を実施 <p>【主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内の感染状況に応じた相談対応、検査・サーベイランス、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整、移送、健康観察・生活支援、健康監視 ・流行初期：検査体制の拡充を図り、検査需要に対応できる検査体制を構築 ・流行初期以降：感染症状況等を踏まえ、積極的疫学調査の調査項目の修正等、業務体制の見直しを実施

物資の確保に関するガイドライン

本ガイドラインの概要

- ・感染症のまん延時等の需要が高まる中においても、**感染症対策物資等を確実に確保するために取り組むべき事項の参考**となるよう作成
- ・感染症対策物資等の**備蓄・配置状況を随時確認**すること、各フェイズにおいて、国や協定締結医療機関、事業者等と連携しながら、**個人防護具の備蓄等に取り組むこと等**について記載
- ・個人防護具等が不足するおそれがある場合等において、必要に応じ**医療機関等に対して個人防護具を配布**すること等について記載

準備期

- ・県等による個人防護具の計画的な備蓄
- ・協定締結医療機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況の確認

- 1 医療機器
 - ・協定締結医療機関において、必要な人工呼吸器が適切に配置されているか、**医療機関等情報支援システム（G-MIS）**を通じて年に1回程度確認
- 2 個人防護具
 - ・**医療機関等、県、国において備蓄体制を整備**し、主体毎の個人防護具の備蓄水準は以下の考え方を基準とする
 - a 協定締結医療機関：備蓄の推進（2か月分程度を推奨）
 - b **県：初動1か月分の備蓄の確保**
 - c 国：2か月目以降供給回復までの間の備蓄の確保
 - ・以下の備蓄水準を踏まえ、**個人防護具を計画的・安定的に備蓄**

医療用サージカルマスク	N95マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
2,359,400枚	183,000枚	436,000枚	237,700枚	8,428,700枚

- ・年に1回程度、協定締結医療機関における**個人防護具の備蓄等の状況を確認**

初動期・対応期

- ・医療機関等における感染症対策物資等の備蓄・配置状況の確認
- ・個人防護具が不足するおそれがある医療機関等への配布
- ・感染症対策物資等の運送、売り渡しの要請等

- 1 医療機器
 - ・引き続き、協定締結医療機関における人工呼吸器の配置状況等について確認
 - ・**自宅療養や宿泊療養等において必要となるパルスオキシメーター等**について、感染症の特性等も踏まえながら、台数の確保に努める
- 2 個人防護具
 - ・引き続き、協定締結医療機関における**個人防護具の備蓄状況等**を確認
 - ・個人防護具の供給状況回復に一定程度時間を要する場合や不足が生じるおそれがある場合には、国と連携して、**緊急配布等により医療機関等に配布**
- 3 感染症対策物資等の運送や売り渡し等の要請等
 - ・緊急事態措置の実施等のために緊急の必要がある場合等において、運送事業者や生産、販売又は輸送事業者等の指定地方公共機関に対して、**物資の運送や売り渡し等を要請**

感染症対策物資等とは、医薬品、医療機器、個人防護具等を指す

個人防護具とは、本ガイドラインにおいて、医療用サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋を指す

事業者・職場における新型コロナウイルス等対策ガイドライン

本ガイドラインの概要

・新型コロナウイルス等発生時の組織としての意思決定方法の検討や職場における感染対策、事業継続方針の検討、職場における教育・訓練、BCP等の点検・改善について記載

業務計画及びBCP策定・実施の留意点

1. 新型コロナウイルス等対策体制の検討・確立	2. 感染対策の検討・実施	3. 新型コロナウイルス等に備えた事業継続の検討・実行
<p>危機管理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生時の継続業務・縮小業務の内容や感染対策の実行について、発生前の段階から検討 平時には、BCPの運用を推進する社内体制を確立 発生時に備え、経営者をトップとした組織による感染予防・事業継続に関する意思決定体制・指揮命令系統を構築 <p>情報収集・共有体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 平時から国やJHS等が発信する新型コロナウイルス等及び対策についての情報を収集、継続して入手する体制を構築 事業者団体等との情報交換や発生時の連携等について協議 従業員に対して感染症情報や感染対策の実施について普及啓発・訓練 発生時に備え、情報を従業員等に正確に周知、従業員の発症状況等を確認する体制を構築 	<p>平時における感染対策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 職場の感染リスクについて業態も踏まえ、職場ごとに評価し、感染リスク低減の方法を検討 職場で感染の可能性がある者がいる場合を想定した対応措置の立案 <p>発生時における感染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 有症状時に出勤を控えるよう勧奨、咳エチケット・手洗い、人混みを避けた行動等の一般的な留意事項について従業員に注意喚起 職場の清掃・消毒・換気等の職場における感染対策の実行 欠勤した従業員本人や家族の健康状態の確認等の実施 事業所で従業員が発症した場合、作業班による援助や相談センターへの連絡を実施 <p>海外勤務する従業員等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生国等に駐在する従業員及び家族の現地における安全な滞在・退避等について検討、また発生国等への出張は不要不急の場合中止を検討 	<p>事業継続方針の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生時における事業継続に係る基本的な方針を発生段階ごとに検討 発生初期においては感染対策や業務の縮小・休止等対策を積極的に講じ、同時に経営に重大な影響を及ぼさないような方策や感染終息に向かった場合の円滑な復旧のための方策を構築 <p>事業影響度分析・リスク分析と重要業務の特定</p> <ul style="list-style-type: none"> 自組織の事業が受ける影響について分析し、発生時の事業の継続レベル（継続、縮小、休止）を発生段階ごとに特定 一般の事業者は発生時の事業の需要の変化を予測し、感染リスクと経営維持の観点から総合的に判断 指定（地方）公共機関、登録事業者は県民生活および県民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するため、重要業務の洗い出しを実施 <p>重要な資源等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務継続に不可欠な資源等を洗い出し確保するための方策を講ずる 一部の従業員が欠勤することを想定した代替策の準備 <p>人員計画の立案</p> <ul style="list-style-type: none"> 多くの従業員が欠勤することを想定し人員計画を立案。取引事業者も含め、運営体制について業務の性格に応じ検討し対策を講ずるとともに、従業員等への教育・訓練を行う 早い段階で感染対策を講じ、欠勤者数が増加する前に計画的な業務量の減少を実施 <p>新型コロナウイルス等発生時におけるBCPの策定・実行</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者は発生段階ごとの人員計画を含むBCPを策定・実行 海外での発生時には、外務省等からの情報収集につとめ、海外勤務者等の帰国方針等を策定 県内での発生初期には、感染対策による業務の支障、学校や福祉サービス等の休止等を想定した人員計画を立案・実行 感染拡大時には、国や県から示される情報を踏まえ感染対策を講じ、事業所内での感染拡大時には自主的な一時休業も想定し、どのような状況で一時休業を行うか検討。影響が長期に及ぶ場合には財務の安定や人員の確保等の事業継続に向けた対策を検討
教育・訓練		点検・改善
<ul style="list-style-type: none"> 各事業者は感染症に関する正しい知識を取得し従業員への周知に努め、基本的な感染対策を実施 新型コロナウイルス等発生に備えたBCPを円滑に実行できるよう教育・訓練を実施 感染症対策に対する従業員の意識を高め、発生時に的確な行動を取れるよう訓練を立案・実施 感染者等に対する偏見・差別等を防ぐために必要な啓発を行うことが望ましい 		<ul style="list-style-type: none"> 事業者は実効性の維持・向上の観点から、下記のような取組を定期的に行い、BCP等の点検・改善を行うことが重要 <ul style="list-style-type: none"> 監督官庁や保健所等との相談、取引先と協議等 訓練の実施による対応上の課題の明確化・計画の再検討 感染対策等に関する新しい知見の入手 実際の発生時には、国等から正確な情報を入手し的確に行動 有事においては、対応上の課題等を整理し、適宜計画の見直しをすることが重要

埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

本ガイドラインの概要

新型インフルエンザ等の流行により、死亡者が多数に上ることを想定

公衆衛生上の問題が生じることのないよう、埋火葬を円滑に行う体制の整備や、県や市町村が講ずべき措置等について記載

準備期	初動期	対応期
<p>市町村等の協力を得て、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の火葬能力等の把握 ・対応期に備えた火葬体制の整備・構築 ・近隣県等との連携体制の構築 	<p>感染拡大に伴い火葬体制が逼迫する状況に備え、物資・資器材や人員等を確保する準備を進める</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・随時、火葬場の火葬能力の最新情報を把握 ・市町村等と、確保した物資等の配備について調整 ・円滑な火葬及び遺体保存の実施 ・必要に応じ、広域的な火葬体制の確保等の措置を講じる
<ol style="list-style-type: none"> 1 現状の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・県内の火葬能力等について調査し、市町村及び近隣県等との情報共有を図る 2 火葬体制の整備・構築 <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果を踏まえ、対応期に備えた火葬体制の整備や、火葬場の火葬能力を最大限発揮できるよう必要な物資の確保の準備を行う ・市町村等は、市町村内における火葬の適切な実施ができるよう調整 3 近隣県等との連携体制構築 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の広域火葬に係る相互扶助協定を活用するなど、近隣県等との連携体制を整備 	<ol style="list-style-type: none"> 1 物資等の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・火葬場の火葬能力を最大限に発揮できるよう、消耗品等の物資を確保 ・火葬場における使用燃料の備蓄量の増強を要請 ・遺体からの感染を防ぐために必要な非透過性納体袋等の確保の準備 ・市町村等は、県の協力を得て、火葬場の火葬能力を超える事態が起こった場合に備え、臨時遺体安置所及び遺体の保存作業に必要となる人員等の確保の準備を進める 	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・火葬場の火葬能力について最新情報を把握、市町村等及び近隣県等との共有を図る 2 物資等の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・確保した物資等が遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう市町村等と調整 3 円滑な火葬及び遺体保存の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する 4 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・遺体搬送や火葬に際し、遺族等に意向にも配慮しつつ感染防止対策を行う 5 感染拡大等によって火葬体制が逼迫している場合等の措置 <ul style="list-style-type: none"> ・臨時の遺体安置所を活用し、遺体の保存を適切に行う ・必要に応じ広域火葬の応援・協力の要請等の措置を講ずる ・緊急事態において、墓埋法の特例が設けられた場合には、市町村は、当該特例に基づき埋火葬の手続を行う

実施体制に関するガイドライン

本ガイドラインの概要

- ・ 新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すため、本県における新型インフルエンザ等対策の実施体制を整理
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、対策本部に医療調整本部を設置し、迅速かつ機動的な体制を確保

時期ごとの実施体制（例）

時期	段階	政府	新潟県
準備期	発生前の段階		要綱 対策推進本部

時期	段階	政府	新潟県
初期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階 (A)	対策本部の設置 (閣議決定)	危機管理対応方針 情報連絡室 警戒本部 対策本部
対応期	国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期 (B)	厚労省による新型インフルエンザ等発生公表 対策本部の設置 (特措法)、基本的対処方針に基づく政策実施	特措法 対策本部
	国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期 (C-1)		
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 (C-2)		
	流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 (D)		

※時期・段階は、新潟県新型インフルエンザ等対策行動計画のとおり
 ※県の対策本部等の名称は、政府の対応及び感染症の状況等に応じて決定

対策本部の組織図

